建築基準法(以下「法」という。)第74条第1項の規定に基づき申請されました次の建築協定に係る変更について、法第74条第2項の規定に基づき準用する法第73条第1項の規定により認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成 21 年 8 月 7 日

京都市長 門川大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂センター地区建築協定

2 申請者の氏名

株式会社 西洋ハウジング 代表取締役 長田 弘

3 変更する事項

建築協定区域

4 変更後の建築協定区域

京都市西京区御陵大枝山町 5 丁目 26 番 1 から 26 番 6 まで, 27 番 2 から 27 番 6 まで及び 27 番 10 から 27 番 13 まで

5 認可年月日及び番号

平成 21 年 8 月 7 日付け第 13-002 号

(都市計画局建築指導部建築指導課)